

A 様

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	佐 伯 育 三
同	橋 本 秀 一
同	松 本 しゅうじ

勤労会館の使用に関する住民監査請求について（通知）

平成 21 年 12 月 25 日付をもって受付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理できないことに決定したので通知します。

記

第 1 請求の内容

平成 21 年 12 月 25 日付をもって受付けた住民監査請求書によると、請求の内容は次のとおりである。

神戸市勤労会館大ホールの使用に於いては常に市内在住者で満室状態であり使用先を抽選で決定している状態である。その中でわざわざ条例（目的以外の目的に利用する場合は 5 倍の料金とする）の違反をして市外在住者に市内在住者と同料金で貸し出している。

優先使用の規則に該当しない団体を優先使用の受付をしている。

減免の基準に該当しない一部の団体も半額にして貸し出しを行っている。

優先使用の規則に該当の有無の指摘を受けないために優先使用団体名を隠している。

上記内容により条例違反、規則違反を行い神戸市に損害を与えていると思われるので下記神戸市職員措置請求を行うものとします。

1 一請求の対象：神戸市勤労市民課

(1)勤労会館条例第 1 0 条 2 項の違反

(2)優先使用の規則違反

(3)減免の基準外の団体も半額にして貸し出しを行っている。

(4)優先使用の団体名の公開

(1) 勤労会館条例第10条2項の違反

- ①－行為：勤労市民課は市外在住者であって神戸市内の会社に勤務していない者に対し勤労会館の使用料を市内在住者と同じ料金で貸し出しを行っている（設置目的以外の目的に使用する場合に当たるので5倍の額でなければならない）
- ②－違反理由：勤労会館条例では目的（市内の勤労者）以外の目的に使用する場合5倍の料金でなければならない。しかし、会館は通常料金で貸し出し条例第10条2項の違反
- ③－結果：神戸市に損害（月▲748000円）を与え又神戸在住者の利用回数に制限を与えている
- ④－措置請求：市外在住者は条例通り通常料金の5倍料金で貸し出すよう求める

(2) 優先使用の規則違反

- ①－行為：優先使用の規則に該当しない団体を優先使用として受け付けている
- ②－違反理由：優先使用規則に違反し
- ③－結果：神戸在住者の利用回数に制限を与えている
- ④－措置請求：優先使用の規則通り受付

(3) 減免の基準外の団体も半額にして貸出しを行っている。

- ①－行為：優先使用料金を一定の団体について半額料金で貸し出し
- ②－違反理由：使用料金規程違反
- ③－結果：神戸市に3ヶ月で158650円の損害を与えている
- ④－措置請求：通常通りの料金で貸し出しを行う

(4) 優先使用の団体名の公開・優先使用団体名の原則公開の条例違反

- ①－行為：優先使用の団体名は情報の保護の理由で隠ぺいしている
- ②－違反理由：神戸市情報公開例第10条関係（非公開）に該当せず
- ③－結果：市民が監視出来ないため勝手な判断で貸し出しを行い神戸在住者の利用回数に制限を与えている（原則公開をさらに徹底するという条例の趣旨に反す）
- ④－措置請求：優先使用の団体名を公開する事

第2 受理できない理由

地方自治法第242条に定める住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実により普通地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、執行機関又は職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的とするものである。

従って、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、当該地方公共団体の執行機関

又は職員が行った財務会計上の行為について、法令に違反している等の具体的な違法性又は不当性が主張されていることが必要である。

本件請求についてみると、請求人は、「勤労市民課は市外在住者であって神戸市内の会社に勤務していない者に対し勤労会館の使用料を市内在住者と同じ料金で貸し出しを行っている（設置目的以外の目的に使用する場合に当たるので5倍の額でなければならない）」、ため、「勤労会館条例では目的（市内の勤労者）以外の目的に使用する場合5倍の料金でなければならない。しかし、会館は通常料金で貸し出し条例第10条2項の違反。結果、神戸市に損害（月▲748,000円）を与え又神戸在住者の利用回数に制限を与えている。」及び「減免の基準外の団体も半額にして貸し出しを行って、…神戸市に3ヶ月で158,650円の損害を与えている」と主張している。

ところが、神戸市勤労会館条例では、第6条第1項「施設を使用しようとする者は、（略）指定管理者の許可を受けなければならない。」、同第10条第1項「指定管理者に会館の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる。」及び同条第2項「会館について第6条第1項の許可を受けた者は、（略）あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。」と定めている。

つまり、勤労会館については、指定管理者が施設の使用許可を行い、利用者から利用料金の支払いを受け、自らの収入とするものであり、条例の明文上、会館の利用料金が市の収入でないことは明らかである。

また、請求書(2)優先使用の規則違反及び請求書(4)優先使用の団体名の公開・優先使用団体名の原則公開の条例違反については、単なる法令違反の主張にすぎない。

従って、請求人が主張する請求の対象は、神戸市の財務会計上の行為には当たらず、本件請求は、地方自治法第242条に定める住民監査請求の要件を欠いているので受理することができない。